

東かがわ市告示第51号

東かがわ市認知症初期集中支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市認知症初期集中支援事業実施要綱の一部を改正する告示

東かがわ市認知症初期集中支援事業実施要綱（平成28年東かがわ市告示第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(実施主体)</p>	<p>(実施主体)</p>
<p>第3条 この事業の実施主体は、東かがわ市とする。ただし、市長は、事業の一部を<u>地域包括支援センター、認知症疾患医療センター、病院、診療所等に委託することができる。</u></p>	<p>第3条 この事業の実施主体は、東かがわ市とする。ただし、市長は、事業の一部を認知症疾患医療センター、病院、診療所等に委託することができる。</p>
<p><u>(支援チームの構成)</u></p>	<p><u>(実施体制)</u></p>
<p>第4条 <u>支援チームの構成員（以下「チーム員」という。）は、第1号に掲げる専門職2名以上、第2号に掲げる専門医1名の計3名以上で編成する。</u></p>	<p>第4条 <u>市長は、長寿保健課に支援チームを配置する。</u></p>
<p><u>(1) 次の要件をすべて満たす者</u></p>	
<p><u>ア 保健師、看護師、准看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等の医療保健福祉に関する国家資格を有する者</u></p>	
<p><u>イ 認知症ケアや在宅ケアの実務相談業務等に3年以上携わった経験がある者</u></p>	
<p><u>ウ 国が定める「認知症初期集中支援チーム員研修」を受講している者。ただし、やむを得ない場合には、国が定める「認知症初期集中支援チーム員研修」を受講したチーム員が受講した内容をチーム内で共有することを条件として、同研修を受講していないチーム員も該当するものとする。</u></p>	
<p><u>(2) 次のいずれかに該当する者</u></p>	
<p><u>ア 日本老年精神学会若しくは日本認知症学会の定める専門医であつて、認知症サポート医であるもの</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>イ 認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とする臨床経験を5年以上有する者であって、認知症サポート医であるもの</u></p> <p>(初回訪問時の支援)</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、初回訪問は、チーム員1名及びチーム員でない<u>地域包括支援センター、長寿保健課、認知症疾患医療センター等の保健師</u>または看護師で行うことができる。</p> <p>(初期集中支援終了後の活動)</p> <p>第9条 支援チームは、初期集中支援の終了をチーム員会議で判断した場合、</p>	<p><u>2 支援チームの構成員（以下「チーム員」という。）は、第1号に掲げる専門職2名以上、第2号に掲げる専門医1名の計3名以上で編成する。</u></p> <p>(1) 次の要件をすべて満たす者</p> <p>ア <u>保健師、看護師、准看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等の医療保健福祉に関する国家資格を有する者</u></p> <p>イ <u>認知症ケアや在宅ケアの実務相談業務等に3年以上携わった経験がある者</u></p> <p>ウ <u>国が定める「認知症初期集中支援チーム員研修」を受講している者。ただし、やむを得ない場合には、国が定める「認知症初期集中支援チーム員研修」を受講したチーム員が受講した内容をチーム内で共有することを条件として、同研修を受講していないチーム員も該当するものとする。</u></p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア <u>日本老年精神学会若しくは日本認知症学会の定める専門医であって、認知症サポート医であるもの</u></p> <p>イ <u>認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とする臨床経験を5年以上有する者であって、認知症サポート医であるもの</u></p> <p>(初回訪問時の支援)</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、初回訪問は、チーム員1名及びチーム員でない長寿保健課、認知症疾患医療センター等の保健師または看護師で行うことができる。</p> <p>(初期集中支援終了後の活動)</p> <p>第9条 支援チームは、初期集中支援の終了をチーム員会議で判断した場合、</p>

改正後	改正前
<p><u>地域包括支援センター職員</u>、担当介護支援専門員等と同行訪問を行う等の方法で、引継ぎを行う。</p> <p>2 略</p>	<p><u>長寿保健課職員</u>、担当介護支援専門員等と同行訪問を行う等の方法で、引継ぎを行う。</p> <p>2 略</p>

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。